

大野市脱炭素推進本部設置要綱

(令和 3 年 7 月 1 2 日告示第 2 5 5 号)

(設置)

第 1 条 ゼロカーボンシティの実現に向けて、本市の脱炭素に関する施策を総合的かつ一体的に推進するため、大野市脱炭素推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 本部の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) ゼロカーボンシティの実現に向けた施策の推進に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、脱炭素の推進に関すること。

(組織)

第 3 条 本部は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 市長
- (2) 副市長
- (3) 教育長
- (4) 行政経営部長
- (5) 健福祉部長
- (6) 地域経済部長
- (7) 暮らし環境部長
- (8) 地域づくり部長
- (9) 教育委員会事務局長
- (10) その他市長が必要と認める者

2 本部長は、市長をもって充て、副本部長は、副市長をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第 4 条 本部長は、本部を統轄する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(幹事会)

第 5 条 脱炭素に関する具体的な事項を調査又は研究するため、本部に幹事会を置く。

2 幹事会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 行政経営部政策推進課長
- (2) 行政経営部総務課長
- (3) 行政経営部財政経営課長
- (4) 健幸福祉部スポーツ推進課長
- (5) 地域経済部農業林業振興課長
- (6) 暮らし環境部交通住宅まちづくり課長
- (7) 暮らし環境部環境・水循環課長
- (8) 地域づくり部市民生活・統計課長
- (9) 教育委員会事務局教育総務課長

3 幹事長は、暮らし環境部環境・水循環課長をもって充てる。

(会議)

第 6 条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を本部の会議に出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

3 幹事会の会議は、幹事長が必要に応じて招集し、幹事長が議長となる。

4 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事員以外の者を幹事会の会議に出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第 7 条 本部の庶務は、暮らし環境部環境・水循環課及び行政経営部政策推進課において処理する。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 7 月 1 2 日から施行する。